

太平洋戦争期における公文書等の疎開 —実態と効果について—

竹本 歩美

太平洋戦争期の1941年から1945年にかけて日本各地で疎開が行われるようになり、東京都では建物や物資、人員の疎開計画が立てられた。公文書についても当時の行政が管理していた公文書等を救済する手段の一環として疎開が行われた。しかし、戦時中の公文書の疎開については、具体的な疎開の記録が残っていない自治体や行政機関がある。本研究の目的は、同年代の資料などに基づいて疎開の経緯と実態を解明し、公文書等の疎開の特徴と効果を明らかにすることである。先行研究では、特定の機関の疎開について言及している研究はあるが、複数の機関に焦点を当てた総括的な研究は行われていない。

研究方法は当時作成された公文書等の疎開に関する文献の調査である。一次史料が十分に残っており、戦時中被害を受けた首都圏を中心に検討を行った結果、外務省の公文書、内閣官房が所有していた内閣文庫、東京都所有の東京府・東京市・東京都文書を対象とした。

疎開計画を見ると、外務省と東京都は各機関の文書課が中心となって疎開を行ったことが分かる。文書課以外の各課の公文書についても、それぞれの機関の文書管理規則などに基づいて選定が行われていた。その中で、外務省資料の条約原本や永年保存とされている文書など重要度の高い公文書が優先的に疎開先に送られていた。結果として、優先的に疎開が行われた公文書等は戦災被害から逃れているため、疎開資料の優先付けは有用であった。しかし、現用文書や文書作成に用いる文書については判断が困難であり、疎開計画とは別に都度疎開先に文書を送るという作業が必要であったと考えられる。内閣文庫については一部を宮内省図書寮へ委託し、疎開を行った。戦後すべての資料が内閣文庫に返納されている。

共通する特徴としては分散疎開を行っているという点である。疎開計画は都内や埼玉県などの関東近郊が挙げられているが、終戦直前の再疎開の計画では一次疎開よりも更に遠い地域が疎開先とされており、より目立たない山間部へ移動させていたことが分かる。

相違点としては疎開先での管理方法や終戦時の公文書の非常焼却などが挙げられる。外務省の一部や内閣文庫の疎開先は許可を得た者のみ閲覧が可能であり、職員が常駐している倉庫があった。しかし、戦争の激化に連れて閲覧は不可能になり、倉庫の保管のみが行われた。外務省の公文書については機密漏洩防止のため、当時「極秘記録」として特別に取り扱われていた文書の焼却が行われたという記録がある。

疎開の効果としては現代まで文書の原本が現存していることが挙げられる。空襲などの影響で焼失した文書も多くあるため、疎開によって守られたといえる。現代においても、文書を後世に残すために元の場所から移動させることは「疎開」に限らず、自然災害や人的災害が起こった際にも有効であり、資料保護のための重要な手段である。

(指導教員 パールイシェフ、エドワルド)